

ジャパンライフ株式会社 行動計画

(次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画)

従業員が仕事と家庭生活を両立させ、ワーク・ライフ・バランスを実現させることによりその能力を十分に発揮できる職場環境の整備を行うとともに、次世代育成支援について社会貢献できる企業を目指し、以下の行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和2年4月1日令和7年3月31日までの5年間

2. 行動計画内容

目標1 時間外労働時間削減のための措置 【行動計画策定指針1-(2)-ア】
～時間外労働時間を1人当たり月1時間削減する～

対策

令和2年4月1日より

- ◆適正な労働時間管理を目指すため、管理・監督者のマネジメントレベルの意識向上を図る。
労務管理ツールの充実を通じて管理者研修を実施する。
- ◆管理職自らが個別の勤怠状況をチェックし業務調整を行い残業時間の平準化を目指す。

目標2 年次有給休暇の取得促進の措置実施 【行動計画策定指針1-(2)-イ】
～前年度繰越分含む年間有給取得率40%以上～

対策

令和2年4月1日より

- ◆計画的な有給休暇取得の促進
管理職自らが個別の勤怠状況をチェックし計画的な取得が図れるよう業務調整を行う。
- ◆取得しやすい社内環境の整備
「年休取得キャンペーン」・「記念日休暇」を提案し年休取得の促進に努める。

目標3 妊娠中や出産後の女性従業員の育児と健康を確保する支援体制の整備
【行動計画策定指針1-(1)-ア】

対策

令和2年4月1日より

- ◆相談窓口（社内・社外）の設置、拡充
- ◆相談窓口の開始